

# 選挙の仕組み

## ～投票するには？立候補するには？～



令和5年は4年に一度の選挙の年です。2月には町議会議員選挙が、4月には県知事選挙と県議会議員選挙が行われます。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。

### 投票をするには？

#### ●選挙権

選挙で投票をするには選挙権が必要です。選挙権は、日本国民で満18歳以上であることは共通ですが、選挙によってそれぞれその地域に引き続き3カ月以上住所を有する等の要件があります。禁固以上の刑の執行中等で選挙権を失う場合もあります。

#### ●投票の方法

選挙は、投票日当日に投票することを原則としていますが、期日前投票制度や不在者投票制度など様々な状況を考慮した投票制度があります。

- 当日投票**・・・投票日当日に投票を行う最も基本的な方法で、投票所は選挙ごとに選挙管理委員会にて決定されますが、現在町内には10か所の投票所があります。
- 期日前投票**・・・選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当する場合、期日前投票所にて投票を行うことが出来ます。投票のできる期間は、投票の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までです。
- 不在者投票**・・・選挙の期間中、名簿登録されている市区町村以外に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、指定された病院等に入院等している方は、その施設内で不在者投票ができます。その他障がい等の状況によっては、郵便等による不在者投票ができる場合があります。

### 公示日又は告示日とは？

投票日や選挙の内容を公示または告示し確定させる日です。立候補者は、この日に立候補し、それ以降選挙活動を行います。

|         |                  |
|---------|------------------|
| 衆議院議員選挙 | 選挙期日前少なくとも12日前まで |
| 参議院議員選挙 | 選挙期日前少なくとも17日前まで |
| 県知事選挙   | 選挙期日前少なくとも17日前まで |
| 県議会議員選挙 | 選挙期日前少なくとも9日前まで  |
| 町長選挙    | 選挙期日前少なくとも5日前まで  |
| 町議会議員選挙 | 選挙期日前少なくとも5日前まで  |

公示と告示は、目的は同じですが、天皇が行う場合(衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙)を公示、選挙管理委員会が行う場合(その他の選挙)を告示と言います。



## 立候補するには？

立候補するにはまず被選挙権がある必要があります。被選挙権は、国・県・市区町村の議員や県知事、市区町村長に就くことが出来る権利です。権利を持つには次の条件に当てはまる必要があり、また選挙権と同様に、禁固以上の刑の執行中等の際には権利を失います。

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 衆議院議員 | 日本国民で満25歳以上であること                        |
| 参議院議員 | 日本国民で満30歳以上であること                        |
| 県知事   | 日本国民で満30歳以上であること                        |
| 県議会議員 | 日本国民で満25歳以上であること<br>その県議会議員の選挙権を持っていること |
| 町長    | 日本国民で満25歳以上であること                        |
| 町議会議員 | 日本国民で満25歳以上であること<br>その町議会議員の選挙権を持っていること |

令和2年の法改正により町議会議員選挙においても供託金が必要となりました。



被選挙権がある場合、法務局に供託金を預け、選挙管理委員会へ立候補の届出を行うことで候補者となることができます。

「供託金」とは、決められた金額(町議選で15万円)を法務局に預け、売名などを目的とした無責任な立候補を防ごうという制度です。既定の得票数に達しなかった場合(町議選の場合、有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1/10未満)や途中で立候補を取りやめた場合などは没収されます。

立候補の届出ができるのは、公示日又は告示日の午前8時30分から午後5時までとなっています。期間が非常に短いため、多くの場合選挙期日の1～2カ月前に「立候補予定者説明会」が開催され、また書類の不備の有無をチェックする「事前審査」を行っています。

### 九重町議会議員一般選挙

第3回九重町選挙管理委員会で令和5年九重町議会議員一般選挙の期日等が決定しました。詳しい内容は決まり次第お知らせします。

#### ■投開票日

令和5年 **2月5日**(日)

#### ■選挙すべき町議会議員の数

12人

#### ■告示日

令和5年 1月31日(火)

### 九重町議会議員一般選挙

#### 立候補予定者説明会を開催します

左記の選挙に関する立候補予定者説明会を開催します。立候補予定者の方、関係者の方は、ご出席をお願いします。

#### ●とき

令和5年 1月18日(水) 午後2時～

#### ●ところ

九重町役場 3階 301 会議室

#### ●対象者

立候補予定者の方、その関係者の方

### お問い合わせ

### 九重町選挙管理委員会事務局

☎0973-76-3825